

平成十八年十一月二十九日（水曜日）

午前十時一分開議

—————・—————
○議長（扇千景君） これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（扇千景君） 御異議ないと認めます。麻生外務大臣。

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（麻生太郎君） 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、その趣旨の御説明をさせていただきます。

この協定は、我が国とフィリピンとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、ビジネス環境の整備を図り、知的財産の保護を確保し、幅広い分野での協力

を促進するものであります。

具体的には、この協定は、両国における物品及びサービスの貿易障壁を削減、撤廃すること、また、幅広い分野での法的枠組みや協力のための枠組みを設定することを定めております。これは、例えば、投資機会の増大、ビジネス環境の整備、知的財産の保護、反競争的行為の規制、人の移動の円滑化、また、人材育成や中小企業の支援等の分野における協力についてであります。

この協定は、平成十五年十二月の当時の小泉内閣総理大臣とアロヨ大統領の会談において交渉開始に合意したことを受け、両国政府間で締結交渉を行ってきたものであります。その結果、本年九月九日にヘルシンキにおいて、右両首脳の間でこの協定の署名が行われた次第であります。

この協定の締結により、両国間の経済上の連携が強化されることを通じて、両国の経済が一段と活性化され、また、両国関係全般が一層緊密となることが期待されております。

以上が経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件の趣旨であります。(拍手)

○議長（扇千景君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。白眞勲君。

〔白眞勲君登壇、拍手〕

○白眞勲君 民主党・新緑風会の白眞勲でございます。

私は、ただいま議題となりました経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定について質問いたします。

民主党は、アジア地域における相互協力と信頼醸成を進め、F T A、E P Aの締結を推進し、農業分野などの貿易面のみならず、人の移動の自由化、エネルギー、環境、教育、保健、犯罪対策など、様々な分野でアジア各国、地域との連携を強化し、アジア地域を不戦地域とすることを各国共通の目標と目指しております。その視点から、まず麻生外務大臣の核保有議論容認論によるフィリピンを始めとしたアジア近隣諸国からの懸念について御質問いたします。

麻生大臣は、非核三原則は堅持する立場に変わりはないとの前提には立ってはいるものの、核保有の議論を封殺すべきでないと度重なり表明しております。しかしながら、これからも非核三原則を守るので

あるならば、核保有、つまり核を持つべきかどうかを議論する必要はないはずです。したがって、麻生大臣の主張は論理矛盾であると言わざるを得ないのであります。

これは、例えば夫婦間において表現するのなら、妻がこれからも結婚生活は堅持すると言いつつも、私たちの離婚について議論しようと言っているようなものであります。さらに、妻から議論は封殺すべきでありませんと言われたら、言われた夫は返す言葉がないと思います。それを聞いた周囲の人たちは、きっとあの夫婦は仲が良さそうに見えるけど本当は違うんじゃないかと思われるでしょう。夫婦のことは外からでは分からないからなんて勝手な想像をされるに違いありません。

これと同じようなことを与党の政策責任者や国家の外交の最高責任者である外務大臣が言っているとしても過言ではありません。要するに、かかる発言を重ねているということは、米国を始め、今回の議題となったフィリピンを含め、アジア近隣諸国など国際社会から我が国の方針変更に向けた動きとして疑念を持たれてしまうのであります。また、この種の協定の締結においてもその影響を受ける可能性がゼロ

ではありません。その意味で、今回の発言は厳しくその責任を問われるものであると考えますが、外務大臣のお考えはいかがでしょうか。非核三原則を堅持する立場に変わりはないと言いつつも、核保有議論を封殺すべきでないとおっしゃっている矛盾点について納得いく説明をしつつお答えください。

特に、北朝鮮の核実験が強行された今日、日本国内でもやられたならやり返せみたい意見があることは事実です。しかしながら、我が国は決断さえすればすぐにでも核を持つ能力も実力も兼ね備えているのにもかかわらず核を持たないという選択をしたのであって、私たち政治家はもっと知恵を出し合って、外務大臣、それこそあなたが率先して世界にこのことをアピールしつつ、世界平和に貢献すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

さて、世界貿易機関、WTOの新多角的貿易交渉、ドーハ・ラウンドが今年七月末に凍結され、世界的な規模でFTAやEPA締結の動きが加速するとの見方があります。そうした中で開催された今回のアジア太平洋経済協力会議、APECは、大変重要な意味を持つ会議であったと認識しております。特に、今回のAPECで注目されるべき

ことは、米国から提案されたA P E C加盟二十一か国・地域のアジア太平洋の自由貿易圏構想が提案され、研究に着手することが明記されたことでもあります。

私たちは、基本的に二国間F T A、E P Aは積極的に進めるべきであるという立場であります。今回の米国提案の構想について外務大臣はどのようにお考えになっていきますか。さらに、米国との二国間E P A、F T Aの締結については今後どうするおつもりなのか、外務大臣、お答えください。

また、既に中国はA S E A Nと日中韓の十三か国によるF T Aを提示しております。我が国も豪州、ニュージーランド、インドも加えた東アジアE P A構想を提唱しており、中国との間で主導権の駆け引きが行われております。この件に関し、日本として今後どのように対処をしていくつもりなのか、外務大臣、お答えください。

次に、韓国との交渉についてお聞きいたします。

二〇〇三年当時、日韓F T Aについて二〇〇五年内までには実質的に交渉を終了すると首脳会談で合意したにもかかわらず、二〇〇四年以降交渉が二年も中断、膠着状態に陥っております。これについて

日本政府は、韓国側が依然として関税交渉には慎重な姿勢を示しているとしつつ、まずは交渉のテーブルに着くべしとの立場です。これに対し韓国側は、この日本側の立場に対し態度を硬化、韓国側が製造業で損害を被る割には日本側の農水分野での関税撤廃品目が消極的だとし、新たな提案が日本側からないから交渉が中断しているのだと説明しております。

双方それぞれの言い分が異なる感じがするのですが、日韓F T Aの合意に向けて政府はこれからどのようなロードマップで交渉をするつもりなのか、再開に向け粘り強く働き掛けを行うといったような抽象的な答弁ではなく、具体的な方策をお示してください。外務大臣、お答えください。

今回の日比E P A協定では、日本の国家資格の取得などを条件に看護師と介護福祉士を受け入れるという、日本の労働市場の開放にかかわる内容を初めて盛り込みました。

ここで一つお聞きしたいのは、我が国がE P A、F T Aの交渉をしていく上で、いつも苦境に立たされる最大のポイントは農業分野であるわけで、これすなわち、政府が今まで行ってきた場当たりのでなし

崩しの農政により我が国の農業基盤が脆弱になったからに尽きます。

これからアジア諸国との交渉を進める上で、農業分野での日本側の不利を打破するための交換条件として、農業を開放する代わりに労働者の受入れをするのであるならば、とんでもないことであります。

さらに現在、タイを始めとする東南アジア諸国等との間で経済連携協定に係る交渉が進められているようですが、どの国においても労働者の受入れが今後も焦点になってくるように聞いております。

ところで、柳澤厚生労働大臣は、先日の衆議院本会議で、フィリピン人看護師と介護福祉士の受入れにつきましては、労働力不足対策ではなく、あくまでもフィリピンとの経済連携協定の枠内で例外的、特例的に行うものであると答弁されています。この例外的、特例的という意味は、フィリピンに限って看護師及び介護福祉士の受入れをするのであって、今後締結されるであろうほかの国々に対しては受け入れるつもりはないのかと思ったのですが、現在、フィリピンに次いでインドネシアとのEPAにおいても看護師、介護福祉士を受け入れることに合意し、さらに、観光関連の研修生までもホテル従業員として受け入れるとのこと。この例外的、特例的とはどういう意味なのか、

厚生労働大臣、お答えください。

また、今後もこれら労働者について経済連携協定を絡めて例外的、特例的にどんどん受け入れるつもりがあるのかないのかも併せて厚生労働大臣、そして外務大臣、お答えください。なお、状況を見て総合的に判断するといったような御答弁は勘弁していただき、率直にお答えください。

今まで政府は、専門的、技術的分野の労働者の受入れについては積極的に推進するが、単純労働者の受入れについては十分慎重に対応するとの立場を取ってまいりました。しかしながら、現実には開発途上国への技術移転のための制度である研修・技能実習制度の導入や日系人労働者の受入れ、多数の不法就労者の存在等により、事実上、安価な労働力として単純労働者を受け入れているとの指摘があります。

我が国は、製造業における国際競争力の強さを背景に世界有数の経済大国としての地位を占めておりますが、その傍ら、自動車や機械などの基幹産業でさえ、下請も含めた製造工場では外国人労働者が不可欠な存在となっております。もし仮に単純労働を担う外国人労働者の受入れが厳しく制限されることになれば、下請製造業から関連企業へ

と影響が波及し、人手不足倒産が多発すれば、結果的に日本人労働者の雇用機会の喪失にもつながることが懸念されます。

一方、我が国における少子高齢化は急速に進展しており、それに伴う将来的な労働力減少も懸念されており、少子化対策が極めて重要な政策課題となっております。しかしながら、この政策効果が現れるまでは時間が掛かるわけで、当面、労働力不足に対してはまずは高齢者や女性の活用等に努めるべきだと考えますが、それでも不足する場合、解決策として外国人の単純労働者の受入れについての議論があると思われま

す。そこで、政府はこの外国人単純労働者の受入れをどうするのか。つまり、受け入れるのか受け入れないのか、もし受け入れないのであるならば、この労働力の減少をどう補うのか、その点に関しどう考えるのか。官房長官、あいまいな答えじゃなく、きちんとお答えいただきたいと思います。

また、この外国人研修・技能実習制度を利用して来日した外国人のうち、失踪者は五年間で一万九十七人にも上っております。さらに、厚生労働省の平成十五年の推計でも、永住者等を除く我が国で就労す

る外国人労働者約七十九万人のうち、専門的、技術的分野で働く外国人は十九万人にすぎず、多くは単純労働者として就労していると見ており、政府の方針と実態が乖離している状態です。この外国人研修・技能実習制度とその実態とが懸け離れた現状に対し、政府はこれまでのような対策を取ってきたのか、厚生労働大臣、お答えください。

また現在、政府がこうした矛盾に目をつむっているため、外国人の単純労働者の生活、労災や偽装請負など就労上の問題、地域住民との摩擦等、様々な大変な問題が現実には生じております。日本にいる外国人労働者に対し、政府としてはどのような対策を取ってきたのか、そしてその取った施策の評価はどうだったのか、厚生労働大臣、お答えください。

また、この外国人研修制度の抜本的見直しも検討しているとのことですが、制度自体を云々する前に、そもそも、将来我が国の外国人労働者をどうすべきかという根本的な方針が定まらないまま一省庁が検討しても、場当たりの、付け焼き刃的な見直ししかできないと思いますが、官房長官、厚生労働大臣、いかがでしょうか。

これらの日本の総合的な労働市場の将来について、この協定との関連性を政府は認識し、考えた上で今回のフィリピンとの協定を結んだのか、それとも何も考えないで協定を締結したのか、外務大臣、お答えください。

今回の協定では看護師と介護福祉士合わせて一千名を受け入れるわけですが、この方々は入国後に六か月間の日本語研修を実施することです。しかしながら、全く日本語のできない方が来日され、つまり、あいうえおから日本で勉強していただいたとしても、果たして半年の研修でどこまで日本語能力が身に付くのか疑問です。もちろん個人差もあるでしょうが、仮に私ならば、全く知らない言語を半年で必死に勉強した後、その国の言葉で書かれている薬の説明書を読んで〇〇%理解しろと言われても嫌です。いわんや、日本語は平仮名、片仮名、漢字が入り交じっている言語で、本当に六か月程度で薬の説明書が読めるようになるのか甚だ疑問であります。

また、会話であっても、例えで言うと、韓国語で心臓はシムジャン、腎臓はシンジャンと言います。このシムジャンとシンジャン、恐らく大抵の日本人には区別が難しいでしょうが、これと同じようなこと、

つまり、日本語にもフィリピンの方には分かりにくい言葉が会話で生じる懸念があるわけです。人の生命に直結する問題であるわけで、医療事故防止の観点から事は重大であります。受け入れる病院側も不安ですし、患者はなおさらです。

そのような不安を少しでも防止させる意味からも、せめて入国の際、日本語検定二級程度の日本語能力を持つ方を条件に来ていただき、こちらで半年の看護、介護や専門用語の研修をするような制度に改めるべきだと思いますが、厚生労働大臣、いかがでしょうか。

フィリピンの看護師は四年制大学の卒業生であり、医療知識や技能の水準では世界で定評があるとのこと。ところが、実際、日本に来ていただいたとしても、日本語能力等の問題で看護や介護の現場には直接入れずに、安価な労働力として研修期間の短期雇いを繰り返されてしまうといった懸念も排除できません。この点について厚生労働大臣の認識はいかがでしょうか。

既に述べましたとおり、たとえ優秀な海外からの人材を受け入れるとしても、我が国の外国人労働者の受入れ体制などが現状のままであるならば、今後、様々な国との間で締結されるだろう二国間協定によ

り、例外的、特例的に泥縄式に受け入れられた労働者の方々が結果的に安価な労働力として利用されてしまう懸念を払拭することができない現状があり、この状況を一刻も早く解決する必要があると思います。

したがって、政府は、E P A、F T Aの締結に当たり、農業政策の抜本的改革と基盤の強化を行い、国際競争力を高めるとともに、今後の外国人労働者受入れに対する方針の確立を大至急、それこそ議論を封殺させることなく行うことが望まれるものでありますが、官房長官の御認識はいかがでしょうか。

最後になりますが、E P A、F T Aによりアジア内の人、物、お金の往来が盛んになることが、アジアのみならず世界平和の実現に貢献するものであると強く主張しつつ、私の質問を終わります。

白眞勲でございました。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（麻生太郎君） 白先生から七問いただいております。

最初に、非核三原則についてのお尋ねがっております。

一般論として、国の安全保障の在り方につきましては、それぞれの

時代状況、国際情勢などを踏まえた様々な議論があり得、それは外国においても皆同様であろうと存じます。

ただし、日本の場合は、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとの非核三原則を堅持することにつきましては、これまで歴代内閣が累次にわたって明確に表明をされております。この考え方は、アジア諸国を含め既に十分周知されていると考えておりますが、今後もASEAN地域フォーラムなどの枠組み等を通じ、広く地域の信頼醸成を促進してまいります。

次に、アジア太平洋の自由貿易圏構想についてのお尋ねがありました。

APECハノイにおきまして、WTO交渉の成功裏の妥結に向けた決意を確認しつつ、長期的展望として、アジア太平洋の自由貿易圏構想を含む地域経済統合の促進方法を研究することとなり、その結果は来年の首脳会議に報告される予定であります。日本としては、本構想をアジア太平洋地域における重層的な取組の一つとして検討することは有意義と考えており、今後、同構想に関する議論に積極的に参加をしていく考えであります。

続いて、米国との二国間E P A又はF T Aの締結に関する方針についてのお尋ねがっております。

日米間の経済関係は、貿易や投資はもちろんのことですが、人や情報の往来も含め、全分野において高度に深化したものとなっております。また、経済社会分野の二国間条約や成長のための日米経済パートナーシップなど、現在でも日米関係を更に深化させる枠組みが多く存在しておるのは御存じのとおりです。こうした中で、日米間のE P A又はF T Aに関する方針につきましては、現時点では政府として確たる結論があるわけではありません。

いずれにいたしましても、政府としては、グローバル化がますます進んでいく中、日米双方に利益をもたらす経済関係の更なる発展をもたらすような基盤をどのように整えていくか、様々な方策について積極的かつ現実的に検討することを含め、引き続き真剣に考えていくところであります。

続いて、東アジア地域における経済連携についてのお尋ねがっております。

A S E A Nと日中韓の十三か国によるF T A構想につきましては、

既に民間専門家における研究会が行われたところです。それとは別途、本年夏に日本から、ASEANプラス日中韓プラス豪州、ニュージーランド、インドの十六か国によるEPA構想について、民間専門家による研究を提案をいたしております。

このような地域的な経済連携に関する様々な構想につき、中長期的なものとして議論することは有益であり、引き続き検討してまいります。一方、現在進行中の交渉を迅速に完了させることが最重要課題であるということもありません。

続いて、日韓経済連携協定についてのお尋ねがっております。

日韓経済連携交渉につきましては、交渉の取り進め方について日韓間に意見の相違があり、交渉が中断しておりますのは御存じのとおりです。これまでも日本より韓国に対して、十月の日韓首脳会談の機会も含め、交渉再開を働き掛けてきているところです。

また、日韓の事務レベルにおいても、日韓の経済関係全般について包括的な話し合いを行う日韓ハイレベル経済協議が十二月中旬に予定をされております。こうした機会を通じて、具体的な問題は交渉を通じて解決すべきとの日本の立場を改めて説明するとともに、韓国の立場

も改めて聴取する考え方であります。

次に、経済連携協定における今後の外国人労働者の受入れについてのお尋ねがありました。

白議員御指摘のとおり、日比経済連携協定は、我が国として初めて看護師及び介護福祉士候補者の受入れにつき規定を設けたものであります。また、日本・インドネシア経済連携協定でも、看護師及び介護福祉士候補者の受入れについて一定の条件の下で約束することで、昨日、両首脳が大筋合意をいたしております。

他方、今後の経済連携協定における看護師及び介護福祉士候補者を始めとする外国人労働者の扱いについては、相手側が今後どのような要望をしてくるのかなどによる面もありまして、今後の交渉の中で判断をしていく考え方であります。

最後に、本協定と労働市場の将来との関係についてのお尋ねがっております。

今般のフィリピン看護師及び介護福祉士候補者の受入れに当たっては、これらの者の秩序立った受入れを図るとの観点から、受入れ人数枠の数を、総枠を設定しており、これにより労働市場に対して悪影響

が及ばないように手当てをされていると存じます。(拍手)

[国務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手]

○国務大臣（柳澤伯夫君） 白眞勲議員にお答え申し上げます。

まず、衆議院本会議での私の答弁につきましてお尋ねがありました。

経済連携協定による看護師、介護福祉士の受入れは、労働力の受入れについての基本的な考え方を変えるものではなく、相手国の要望を踏まえつつ、労働市場に悪影響を与えないよう受入れ枠等を設定した上で、例外的、特例的に認められるものであるということを申し上げたものであります。

次に、今後の経済連携協定による外国人労働者の特例的な受入れについてお尋ねがありました。

看護師、介護福祉士の経済連携協定による受入れにつきましては、今後においても特例的な受入れとしての位置付けを損なわないよう、労働市場に悪影響が及ばない範囲内で対応することが不可欠であると考えております。

外国人研修・技能実習制度に係るこれまでの対策についてのお尋ねがありました。

この制度は国際協力による技能移転を目的としており、この目的に沿った適正な技能実習が行われるよう、財団法人国際研修協力機構、JITCOを通じまして、一、技能実習移行時における研修成果の評価、二、受入れ団体・企業に対する巡回指導、三、すべての受入れ事業場に対する自主点検等を行っているところであります。

外国人労働者の様々な問題についてお尋ねがありました。

厚生労働省といたしましては、従来、外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針を策定するなど、適正な就労を促進してきたところでありまして、一定の成果を上げてきたものと考えております。さらに、本年六月には、政府全体として、生活者としての外国人問題について、地域社会との関係、子弟に対する教育等に関して対応を整理し、その一環として、社会保険の加入促進、適正な労働条件の確保に向けた事業所指導等を行うこととしたところであります。今後、こうした取組が一層実効を上げますよう努めてまいりたいと考えております。

次に、外国人労働者受入れの基本姿勢等についてお尋ねがありました。

我が国では、優れた研究者、技術者等の受入れ促進を基本方針とし

ており、その他の分野での外国人労働者の受入れについては、滞在の長期化や定住化に伴う深刻な社会的問題が発生すること等の懸念から慎重に対応することが必要だと考えております。なお、外国人研修・技能実習制度につきましては、実務研修中の法的保護の在り方等について厚生労働省において制度の適正化や在り方について検討を行いまして、今年度中に関係省庁と連携をしながら結論を得てまいりたい、このように考えております。

フィリピンから入国する看護師・介護福祉士候補者の日本語研修に関するお尋ねがありました。

看護師候補者については三年、介護福祉士候補者については四年を上限として在留期間が与えられ、その間に日本語により行われる国家試験等を経て国家資格を取得することとされております。すなわち、日本語につきましては、入国後の六か月間の研修だけで終了するのではなく、引き続き行われる病院や施設での就労、研修等の中でも習得していくことが想定されているわけであります。

最後に、フィリピンの看護師・介護福祉士候補者の労働に関するお尋ねがありました。

今回のEPAの下での受入れは、国家資格の取得と取得後の就労を目的としており、受け入れる病院や施設においては、国家試験の受験に配慮した適切な研修が行われるよう要件等を示していくことといたしております。また、研修期間中の就労につきましても、日本人と同等以上の報酬を要件とすることといたしております、御懸念のようなことにならないように留意しているところであります。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手〕

○国務大臣（塩崎恭久君） 白議員にお答え申し上げます。

まず、単純労働者の受入れ等についてお尋ねがございました。

単純労働者の受入れにつきましては、まず、若者などの雇用機会を妨げ、労働市場の二層化等の悪影響を生じ、格差是正の妨げになるのではないかと、あるいは欧州の例にも見られるように、滞在の長期化や定住化に伴う社会的問題が深刻なものとなるのではないかなどの意見があり、慎重に対応することが必要と考えております。

また、人口減少下においても労働力人口の減少を相当程度抑えるべく、働く希望を持つすべての若者、女性、高齢者などが就業しやすい環境整備に努めてまいります。

次に、外国人労働者受入れの基本姿勢等につきましてお尋ねがございました。

我が国では、優れた研究者、技術者等の高度人材の受入れ促進を基本方針としています。また、その他の分野での外国人労働者の受入れにつきましては、我が国の産業及び国民生活に与える影響等を総合的に勘案しつつ、慎重に検討する必要があると考えております。

なお、外国人研修・技能実習制度については、実務研修中の法的保護の在り方を含め、制度を適正化すべき等の指摘があることから、これについて、関係省庁が連携しつつ適切に検討を進める必要があると考えております。

次に、農業の国際競争力と外国人労働者受入れについてのお尋ねでございました。

経済のグローバル化が進む中で、我が国農業を国際競争力を備えた新世紀にふさわしい戦略産業としていくためには、意欲と能力のある担い手への支援の集中化・重点化、農産物・食品の輸出拡大、それからバイオマスの利用の加速など攻めの姿勢での政策展開、企業を含めた農外からの新規参入の促進など多様な担い手の育成確保など、構造

改革を進めてまいりたいと思っております。

また、今後の外国人労働者の受入れについてのお尋ねでありますけれども、我が国では、優れた研究者、技能者等の高度人材の受入れを促進しつつ、現在受入れを認めていない分野の外国人労働者の受入れにつきましては、滞在の長期化や定住化に伴う社会的問題の発生懸念等、その問題点もあることから、慎重な検討が必要であると考えております。いずれにいたしましても、様々な見地からの議論が行われることはあり得べきことであると考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長（扇千景君） これにて質疑は終了いたしました。